

福岡県による要請に応じて、**【第7期】令和3年5月12日～31日**の全ての期間に休業・営業時間短縮を行った県内全域の事業者の皆さまに協力金を給付します。

※**【第6期】**の要請期間については、「5月19日まで」を「**5月11日まで**」とします。

	【第5期】	【第6期】	【第7期】																									
区域	①福岡市②久留米市	①福岡市②久留米市 ③その他市町村	県内全域																									
期間	①令和3年4月22日(木)0時 ②令和3年4月25日(日)0時 ～5月5日(水)24時	令和3年5月6日(木)0時 ～ <u>11日(火)24時</u>	令和3年5月12日(水)0時 ～31日(月)24時																									
対象施設	○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象です。 ○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であつても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場		※左記に加え 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店、飲食店営業許可を受けている結婚式場を対象とする																									
要請内容	○営業時間を5時から21時 ○酒類提供時間を11時から20時30分オーダーストップとすること	①福岡市②久留米市 ○営業時間を5時から20時 ○酒類提供時間を11時から19時オーダーストップとすること (③その他市町村は営業時間を21時、オーダーストップを20時) ○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)のカラオケ設備の利用の自粛	○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類持ち込みを認めている飲食店を含む)は、休業、または酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時とすること ○酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等は営業時間を5時から <u>20時とすること</u>																									
1店舗あたり給付額	①福岡市:1日あたり給付額×14日間 ※要請対応開始日が4月23日の場合は13日間、4月24日の場合は12日間 ②久留米市:1日あたり給付額×11日間 ※要請対応開始日が4月26日の場合は10日間、4月27日の場合は9日間	1日あたり給付額×6日間 ※要請対応開始日が5月7日の場合は5日間、5月8日の場合は4日間	○1日あたり給付額×20日間 ※要請対応開始日が5月13日の場合は19日間、5月14日の場合は18日間 ○家賃月額×2/3(上限20万円)を加算 ア:酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じた場合のみ対象 イ:アのうち福岡市の休業した店舗は同市の家賃支援金の対象となるため、本加算については、福岡市に申請願います。																									
※「売上高減少額方式」も選択可	中小企業「売上高方式」 <table><tr><td>1日あたり売上高</td><td>【1日あたり給付額】</td></tr><tr><td>8万3,333円以下</td><td>2万5千円</td></tr><tr><td>8万3,333円超25万円未満</td><td>1日あたり売上高の3割</td></tr><tr><td>25万円以上</td><td>7万5千円</td></tr></table>		1日あたり売上高	【1日あたり給付額】	8万3,333円以下	2万5千円	8万3,333円超25万円未満	1日あたり売上高の3割	25万円以上	7万5千円	①福岡市②久留米市 <table><tr><td>1日あたり売上高</td><td>【1日あたり給付額】</td></tr><tr><td>7万5千円以下</td><td>3万円</td></tr><tr><td>7万5千円超25万円未満</td><td>1日あたり売上高の4割</td></tr><tr><td>25万円以上</td><td>10万円</td></tr></table> ③その他市町村:【第5期】と同額	1日あたり売上高	【1日あたり給付額】	7万5千円以下	3万円	7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	10万円	<table><tr><td>1日あたり売上高</td><td>【1日あたり給付額】</td></tr><tr><td>10万円以下</td><td>4万円</td></tr><tr><td>10万円超25万円未満</td><td>1日あたり売上高の4割</td></tr><tr><td>25万円以上</td><td>10万円</td></tr></table>	1日あたり売上高	【1日あたり給付額】	10万円以下	4万円	10万円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	10万円
1日あたり売上高	【1日あたり給付額】																											
8万3,333円以下	2万5千円																											
8万3,333円超25万円未満	1日あたり売上高の3割																											
25万円以上	7万5千円																											
1日あたり売上高	【1日あたり給付額】																											
7万5千円以下	3万円																											
7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割																											
25万円以上	10万円																											
1日あたり売上高	【1日あたり給付額】																											
10万円以下	4万円																											
10万円超25万円未満	1日あたり売上高の4割																											
25万円以上	10万円																											
大企業「売上高減少額方式」	【1日あたり給付額】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額		上限:「20万円」																									
申請受付	令和3年5月20日(木)～6月30日(水)		令和3年6月1日(火)～30日(水)																									

給付要件

- 【第7期】は休業要請に応じた店舗又は夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている店舗、【第5期】及び【第6期】の③その他市町村は21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている店舗であること
- 要請期間の全ての期間に要請に応じていること。但し、やむを得ない理由がある場合、【第5期】において①福岡市:4月24日②久留米市:4月27日までに、【第6期】において5月8日までに、【第7期】において5月14日までに要請に応じていること
- 要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること

必要書類

※必要書類の詳細については、確定次第改めて公表します。

＜売上高方式＞ 1日あたり売上高が、
8万3,333円(【第6期】①福岡市②久留米市は7万5千円)(【第7期】10万円)以下の場合…①,②
※従来と同じ書類

＜売上高減少額方式＞…①,③,④
※【第1期】【第2期】【第3期】【第4期】のいずれかに申請済の場合は★の書類は省略可

①	○申請書 ○誓約書 ○理由書※該当する場合のみ ○本人確認書類の写し(運転免許証など) ※個人事業者のみ ★ ○役員名簿(指定様式) ※法人のみ ★ ○通帳の写し ★ ○店舗の外観全体(社名や店舗名)が分かる写真 ★ ○飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し ○営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページ、チラシ等) ○酒類の提供時間(【第7期】においては酒類及びカラオケ設備を提供していないこと)が分かる書類の写し又は写真(メニュー表など) ※該当する場合のみ ○給付決定通知の写し(【第1期】【第2期】【第3期】【第4期】のいずれか) ※該当する場合のみ ○家賃月額が分かる資料(契約書の写しなど) ※該当する場合のみ
②	【法人】(最新の事業年度分) ○法人税確定申告書別表一(一)(税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し ★ 【個人事業者】(令和元年又は令和2年分) ○確定申告書B第一表(税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し ★ ※確定申告書が提出できない場合は、直近3カ月の売上帳の写し。ただし、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、法人設立届出書又は開業届の写しでも可
③	【法人】(前年度又は前々年度分) ○法人税確定申告書別表一(一)(税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し ○法人事業概況説明書(月別売上高)の写し ○売上に係る売上帳等の帳簿の写し(店舗別の飲食事業と他の事業の売上が分けて記載されているもの) 【個人事業者】(令和元年又は令和2年分) ○所得税の確定申告書B第一表(税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し ○青色申告決算書(月別売上高)又は収支内訳書の写し ○売上に係る売上帳等の帳簿の写し(店舗別の飲食事業と他の事業の売上が分けて記載されているもの)
④	【法人・個人事業者共通】 ○令和3年の要請に応じた月の売上に係る売上帳等の写し(飲食事業と他の事業の売上が分けて記載されている)

【中小企業】 ○ 飲食業…資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 ○ カラオケなどのサービス業…資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
【大企業】 「中小企業に該当しない会社」または「みなし大企業」

【1日あたり売上高】 前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の飲食部門の売上高(※)÷当該月の日数 ※不明の場合は飲食部門の年間売上高÷365(又は366)

【1日あたり売上高減少額】 (前年度又は前々年度の時短要請月と同じ月の飲食部門の売上高ー当該年度の時短要請月の飲食部門の売上高)÷当該月の日数

協力金に関するお問い合わせ先

申請方法等についてはホームページを御覧いただくか、コールセンターにお問合せください。

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時~17時)

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できる店舗であることをお知らせしましょう。

＜福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口＞TEL:092-643-3599(9:00~18:00 平日)

